



2020年3月23日

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）橋本聖子 様

一般社団法人 Spring

代表理事 山本 潤

東京都千代田区平河町一丁目

6番15号USビル8階

Email : lobbying@spring-voice.org

性暴力の根絶と性暴力被害者支援の運用拡充実現に向けた要望

平素より、国民の権利を守り、国民生活の平穏と安全の保護に取り組んでいただきありがとうございます。私たちは、性被害当事者が生きやすい社会の実現に向け活動している被害当事者と支援者を中心とした団体です。

2017年の刑法性犯罪改正で、政府は法律の施行後「三年を目処として、施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる」という附則第九条を定めました。

刑法改正後3年が経過しようとする中、警察の対応や被害者支援、及び被害者の回復プロセスに関して被害者の置かれている実態に支援制度や運用が伴っていない現状があります。附則第九条における事項が適切に履行され、被害実態や実態調査データに基づいた被害者のニーズに制度運用が伴うよう、以下を要望いたします。

敬具

1. 私たちが望む刑法改正 ～2017年の改正でもなお、積み残された4つの課題～

- (1) 公訴時効の撤廃、又は一定期間の停止
- (2) 不同意性交を犯罪とすること
- (3) 地位関係性を利用した性犯罪の創設
- (4) 性交同意年齢を16歳未満に引き上げる

2. 被害者支援の充実

(1) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの予算拡充、設置促進、人員確保等

- (2) ワンストップ支援センター開設・運営の手引きの見直し

- (3) 性暴力被害者支援に係る中長期的支援の拡充
- (4) 性暴力被害者支援に携わる機関への研修の徹底（警察/医療/教育現場/行政）
- (5) 被害者が利用できる制度拡充及び運用の改善
- (6) 災害時の性犯罪の対策強化
- (7) 男性や LGBT の性被害支援強化

3. 啓発・教育

- (1) 性暴力の根絶のための社会へ向けた啓発の推進
- (2) 性暴力被害者の相談窓口の周知徹底
- (3) 生命・身体・自由の尊重を守るための人権教育/性教育の実施
- (4) 教育現場等で教育を行う者や児童の保護に携わる者に対する研修の充実

4. 加害者への対応

- (1) 再犯防止対策の強化
- (2) 地域社会に対する適切な情報提供など

5. 警察・検察における対応

- (1) DNA 及び薬物等証拠採取及び証拠保全のための環境整備と周知の徹底
- (2) 被害届の原則受理の徹底
- (3) 警察署での被害届提出時の「安全」と思える部屋の確保
- (4) 子どもおよび障がいを持つ人に対する司法面接
- (5) 二次被害等防止のための研修及び養成の強化
- (6) 不起訴記録等の請求に対する弾力的開示の徹底
- (7) 捜査に関する適切な情報提供
- (8) 性犯罪被害者に関する情報の保護
- (9) DV・ストーカー対策の強化

詳細の内容につきましては別紙「詳細版」をご参照下さい。

以上

【詳細版/性暴力の根絶と性暴力被害者支援の運用拡充実現に向けた要望】

1. 私たちが望む刑法改正 ～2017年の改正でもなお、積み残された4つの課題～

(1) 公訴時効の撤廃、又は一定期間の停止

現在の法律では、強制性交等罪が10年、強制わいせつ罪は7年となっており、それを過ぎたら加害者を罪に問えません。性暴力被害に遭った人は、子どもは特に自分の身に起きたことを被害と認識できず、認識したとしてもPTSD等の後遺症により、「被害届出」できるまでに長い時間がかかります。再犯防止と被害者の尊厳回復のために時効を撤廃、もしくは成人まで一旦停止させ、その後30年間告訴可能にすることを求めます。

(2) 不同意性交を犯罪とすること

現在、不同意を推定できる要件として、暴行脅迫および抗拒不能がありますが、他にも不同意を推定できる状況があります。それらの行為類型を刑法で具体的に条文化することが非常に重要です。

例えば、加害者側の行為類型として、威迫、欺罔、不意打ちなどを明記し、被害者側の抗拒不能の内容については、恐怖（フリーズなど）、睡眠、酩酊、薬物の影響、疾患、障害、その他特別に脆弱な状況におかれていたときなど、具体的な内容を増やすことを求めます。

(3) 地位関係性を利用した性犯罪の創設

上司と部下、教師と生徒、医者と患者など、上下関係で優位な立場の者に対しては抵抗しにくいという実態があります。又、所属先での自分の居場所がなくなり、人間関係から切り離される恐れから助けを求めることが難しく孤立しやすい現状があります。これら被害者が置かれている実態を踏まえ、現行の性犯罪規定に地位関係性を利用したことに乗じた犯罪規定を創設することを求めます。

(4) 性交同意年齢を16歳未満に引き上げる

現在の性交同意年齢は13歳です。子どもは性交が具体的にどのようなものか、又、性感染症や妊娠など性交の過程で生じるリスクがどのようなものであるかを理解することが困難です。最低でも義務教育を受けている子どもを法律で保護し、子どもの人権を守ることを求めます。

2. 被害者支援の充実

(1) 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの予算拡充、設置促進、人員確保等

2010年に出された国連の「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」¹によれば、女性20万人につき1か所のレイプクライシスセンターを設立すべきとしています。日本の女性人口で計算すると、全国で327か所必要ということになりますが、現在は50箇所²にとどまっています。早急なセンター増設を求めます。急性期は、医療的対応が必要であることから病院拠点型センターの役割が極めて重要です。また、相談拠点型においては速やかに被害者が医療機関に繋がるよう連携を徹底して下さい。更に後遺症は長期に及ぶため、継続的な支援が必要です。急性期でも中長期でもあらゆる時点から支援が受けられる体制を整えて下さい。また、支援員不足、支援員の質の格差も見られることから、人員確保に向けた予算拡充や、公費による支援員研修プログラムを受けられるよう早急に整備することを求めます。

(2) ワンストップ支援センター開設・運営の手引きの見直し

現在は、ワンストップ支援センターで警察や検察による事情聴取を1回で済ませられるわけでもなく、病院拠点型でないセンターでは新たに病院に行かなければなりません。被害者が1箇所で全ての手続きが終わるワンストップの機能を満たしているか疑問です。性暴力・性犯罪により大きなダメージを受けている被害者に負担を与えるのではなく、関係機関が動く仕組みを作ることが真のワンストップになると考えます。性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引きの見直しを求めます。

(3) 性暴力被害者支援に係る中長期的支援の拡充

性暴力被害は、被害を自覚するのに長い年月を要することがあり、また被害を自覚していても、被害に向き合うには様々な葛藤や困難を伴います。性被害は時間が経てば自然に癒えるものではありません。被害から20年、30年時間が経過していようと、どの時点からでも支援が受けられる体制を整えて下さい。

¹国連「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」

<http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/boryoku/siryu/pdf/bo48-2-1.pdf>

²性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター一覧

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/pdf/one_stop.pdf

- ・カウンセリング等を含めた心理治療の無償化

性暴力被害にあった人が、生涯において PTSD に罹患する割合は、男性が 65%、女性が 45.9%³と非常に高い割合で起こっています。また、性被害に遭うとこれまでの仕事等の社会活動が継続できなくなり、被害者は経済的に困窮した状態に置かれます。更に PTSD をはじめとした様々な後遺症の治療には長い年月を要するため、自費診療のカウンセリング治療を継続して受けることは被害者にとって多大な負担となり、心理治療を受けられない被害者も多く存在します。これらを踏まえ、治療が完了するまで、概ね 15 回～20 回程度、カウンセリングを無料で受けられる体制や、ワンストップセンターに心理専門職をおき、そこで無料カウンセリングが提供される体制作りを求めます。

(4) 性暴力被害者支援に携わる機関への研修の徹底（警察/医療/教育現場/行政）

性暴力被害者支援に関わる機関について研修を徹底して下さい。

看護師や助産師等を病院拠点型ワンストップセンター等に適切に配置し、定期的な研修を実施すること、及び、児童生徒の性犯罪被害者に対する専門的知識を持つ人材を確保、育成する仕組みを作ることを求めます。例えば、教育現場では、スクールカウンセラーや養護教諭、教員、また、警察では、支援室にいる心理士、行政では、心理士ソーシャルワーカー等が対象です。

(5) 被害者が利用できる制度拡充及び運用の改善

- ・被害者給付金制度の運用改善

給付された後、被害者が民事裁判を起し、給付金以上の損害賠償額が支払われた場合には被害者に給付金の返還義務がありますが、性暴力が貧困に直結している実態を鑑みれば、損害賠償とは別枠で給付するなど制度運用の改善及び議論の余地があると言えます。

- ・公共住宅への優先入居制度の運用改善

警察に被害を申告したことで加害者の報復を恐れ、転居を余儀なくされる被害者は数多く存在します。しかし、管轄の担当職員の無理解によりセカンドレイプを受け、この制度そのものを利用できないケースがあります。公共住宅への優先入居制度の運用が適切に行われているか、また行われていない場合は、何が原因なのか実態把握のための調査をして下さい。被害者

³ Kessler, R.C, et al (1995) Posttraumatic stress disorder in the national comorbidity survey. Archives of General Psychiatry. 52:1048-1060.

に接する可能性のある職員への研修徹底を求めると共に、このような事態が再び起こらないよう必要な措置を講じて下さい。

・被害者の雇用安定の促進

性被害により入院、通院などで休職したり、また職場の人間関係の悪化などで離職せざるをえない状況に追い込まれることも少なくありません。被害者の仕事が継続できるように、事業主に理解を促す仕組みをつくり、被害者が働き続けられるようにして下さい。雇用継続が難しい場合は再就職や転職が可能になるよう、雇用安定をサポートして下さい。

(6) 災害時の性犯罪の対策強化

災害時の性被害には、避難所のリーダーや仮設住宅の世話役等、地位関係性を利用した強制的性交や準強制的性交、強制わいせつなどが実際に起こっています。しかし、災害時の特殊性により、なかなか顕在化されないのが実情です。被災後時間が経過して発覚するケースもあるため、正確な実態調査を行い、対策強化と啓発によって災害時性暴力の根絶を求めます。また、平常時における地域の防災計画立案時から、男女共同参画・多様性配慮の項目を定め、複数名の当事者と共に作成するようにして下さい。

(7) 男性やLGBTの性被害支援強化

これまでの性被害に関する国の実態調査や報告書などには、男性やLGBTに対する性暴力の実態や支援に関する記述が圧倒的に少なく、十分な調査もなされていないと感じます。2017年の刑法性犯罪規定改正により性犯罪の対象が広がったことから、幅広い被害の実態を検証すべきです。

3. 啓発・教育

(1) 性暴力の根絶のための社会へ向けた啓発の推進

「痴漢注意」「夜道の一人歩きは危険」などはいずれも、性暴力は被害者が気を付けなければならぬというメッセージです。それは、性暴力を防げなかったのは被害者に落ち度があるからだという偏見を強めることにもつながります。防犯意識を高めること以上に、性暴力はあつてはならない犯罪だという啓発が必要です。たとえば、「飲んで酩酊している人への性行為は犯罪」「就職活動者と性行為を持つことは不適切」など、加害側に自覚を求める啓発、同意がない性行為は犯罪であることを周知徹底することを求めます。

(2) 性暴力被害者の相談窓口の周知徹底

ワンストップ支援センターの数が圧倒的に少ないこともあり、その存在はまだ知られていません。バスや電車などの公共交通機関に掲示、報道機関に性暴力・性犯罪を報道する時には、にワンストップ支援センター連絡先の掲載を求める、無料のリーフレットなどを公共機関などにおいて、周知できるよう十分な予算を確保して下さい。

(3) 生命・身体・自由の尊重を守るための人権教育/性教育の実施

教育においては、0歳からすでに性暴力被害が起こることを踏まえて、早期に取り組む必要があります。「あまり早く取り組みすぎると性行為が低年齢化するのではないか」といった懸念の声もありますが、国際的にはむしろ早期に性教育をしたほうが性行為の年齢は高くなるという国際的なエビデンスがあります。国連『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』では、性教育の開始は5歳を設定しています⁴。年齢に応じた適切な情報の提供が、性加害・性被害の予防にもつながります。また、性教育は「性交」に関する教育にとどまらず、対等な人間関係、互いを尊重する関係性をもつ能力を育むことを含めた、人権や関係性に関する教育です。保育所保育指針、幼稚園教育要領、学習指導要領に上記項目を入れ、適切に実施できるようにして下さい。

(4) 教育現場等で教育を行う者や児童の保護に携わる者に対する研修の充実

教育現場等で教育を行う者や児童の保護に携わる者に対しては、性虐待や子どもの性暴力に関する研修を必修とし、学校や保育現場での対応能力を向上させて下さい。例えば、「未成年性的虐待順応症候群」⁵やトラウマインフォームドケア、RIFCR（リフカー）研修を必修とした上でその後も定期的に研修で学ぶなど体制を整えて下さい。

4. 加害者への対応

(1)再犯防止対策の強化

性犯罪は、依存性があり、矯正プログラムへの継続的かつ自発的な参加が求められます。受刑中のみならず、その後も治療を義務付けるなどしない限り社会に安全は訪れません。出所後

⁴ 国連『International Technical Guidance on Sexuality Education（国際セクシュアリティ教育ガイダンス）』<http://unesdoc.unesco.org/images/0026/002607/260770e.pdf>

⁵ ロナルド C.サミット「未成年性的虐待順応症候群」1983

の継続的な矯正プログラム受講の体制を整えて下さい。また、小児性犯罪は特に依存性が強い
ため、前歴者は子どもに関わる職業に二度と就くことが出来ないようにする制度を徹底するよ
う求めます。具体的には、性暴力を行なった教員、保育士の犯罪履歴を数年経ったからといっ
て取り消さずに残して下さい。有罪とされた者への教員免許、保育士免許の再交付を禁止して
下さい。

(2) 地域社会に対する適切な情報提供など

性犯罪の再犯率が高いというのはすでに広く知られています。一人の加害者は生涯で380
人の被害者を生みだす⁶という研究結果もあります。これまでも再犯防止プログラムを実施し
てもなお高頻度で再犯が起きていることを鑑み、再犯防止のために加害者の情報を行政が把握
できる仕組みなどを議論する必要があると言えます。

5. 警察・検察における対応

(1) DNA 及び薬物等証拠採取及び証拠保全のための環境整備と周知の徹底

平成 28 年 7 月 28 日付で、警察庁が「医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行整備
について」通知しています。しかし、試行を整備している警察は 14 都道府県にとどまっていま
す。警察による捜査や、その後の裁判で用いられる証拠は時間の経過と共に消滅していきま
す。被害者は警察に届け出るよりも、産婦人科や泌尿器科に行く場合が多いため、そのときに
すぐに証拠が採取できるよう、医療機関に加害者の DNA 採取を目的としたレイプキットの配
備義務づけを求めます。

また、刑法では、アルコールや薬物を使用した性犯罪を「準強制性交等罪」ならびに「準強
制わいせつ罪」としていますが、アルコールは短時間で消失します⁷。薬物によっては、摂取
後、数時間から数日間（3 日前後）で体外に排出されます⁸。このため、状況によっては、事
情聴取前に証拠として薬物を採取する必要があります⁹。また、交番、相談機関などとの連携

⁶ 藤岡淳子「性暴力の理解と治療教育」2006

⁷ ビール中ビン 1 本が分解されるのに、女性はおよそ 3 時間程度、男性は 2.2 時間程度である。（厚生労働科
学研究『わが国における飲酒の実態把握およびアルコールに関連する生活習慣病とその対策に関する総合的研
究』[研究代表者 樋口進] http://www.kurihama-med.jp/kaijo_tool/pdf/kaijo_1.pdf

⁸ 内閣府男女共同参画局「薬物やアルコールなどを使用した性犯罪・性暴力って？」
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dfs/index.html

⁹ 平成 28 年 警察庁刑事局「医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行整備について」
<https://www.npa.go.jp/pdc/notification/keiji/souichi/souichi20160728.pdf>

を強化し、証拠採取が迅速に行われ、証拠を適切に保管する環境を整備して下さい。そして、この体制があることを国民に広く周知して下さい。

(2) 被害届原則受理の徹底

警察庁の定める受理の原則では、「被害の届出に対しては、被害者・国民の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理すること」とされています。しかし、実際には、警察に行っても被害届を受理してもらえなかった、という被害者の声が後を断ちません。適切な捜査や調査が行われなければ、明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものかどうかは真に判断出来ないのではないのでしょうか。被害届受理原則に基づき、被害の申告を一件も取りこぼすことのないよう被害届を受理して下さい。また、これが全国の警察署で徹底されることを強く望みます。

(3) 警察署での被害届提出時の「安全」と思える部屋の確保

被害者は心に深い傷を負い、被害の事実を思い出したり、少し話そうとしたりするだけでもフラッシュバックや過呼吸などのパニック発作に襲われる方がいます。警察署で被害届提出、供述調書の作成、「再現」等を行う際、被害者はその恐怖や不安、自責、恥の意識とたたかいながら必死で話さなければなりません。しかし、警察署によってはとても安全とは思えない部屋に通され、その時点で被害者の方は全く話すことができなかったということがあります。被害者が安心して供述したり「再現」をしたりすることができるように、できる限り人目につかない場所で、周囲の喧騒が届いてこない、司法面接で使われるようなあたたかい雰囲気のある部屋を、すべての警察署に設置して下さい。

(4) 子どもおよび障がいを持つ人に対する司法面接

被害者が同じ内容を何度も話すことは多大な苦痛を伴います。したがって、被害者に何回も供述させるのではなく、1回の供述のビデオ証言を主尋問の代わりとして採用すること、また被害者があとで思い出したことや勘違い等に気付いた時には、その旨を供述し直すことができる、とすることを求めます。また、障害児者には誘導や暗示を受けやすいといった特性に配慮し、実施場所や人員の整備、医療との連携を進めて下さい。

(5) 二次被害等防止のための研修及び養成の強化

附則第九条、三では、「偏見に基づく不当な取扱いを受けることがないようにするとともに、二次被害の防止に努める」と定められています。

しかし、未だに被害者に向けられるセカンドレイプが後を断ちません。レイプ神話の他にも「抵抗しなかったから同意」「自分から誘ったのではないか」「あなたにも落ち度がある」これらの発言は、傷ついた被害者の心をさらに深く痛めつけるセカンドレイプ（二次被害）です。セカンドレイプは被害者を沈黙させ、加害行為を容認するものであり、被害の申告や支援への道を阻む原因にもなっています。被害者心理の実態を踏まえ、全ての警察官や検察官、ならびに制度上、性暴力被害者に関わる全ての職員に対し、セカンドレイプ防止のための研修及び養成を行うとともに、セカンドレイプ防止を国民に広く周知して下さい。

(6) 不起訴記録等の請求に対する弾力的開示の徹底

附則第九条では、「起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること」としています。しかし、被疑者が不起訴処分¹⁰になった理由を知らされない被害者が数多く存在します。理由が分からなければ、被害者が今後どのような法的措置をとる選択肢が残っているのか、知ることができず前に進むことが出来ません。

「被害者の心情に配慮」した「丁寧な説明」についての基準を明確化し、全国一律に処分の理由について丁寧な説明を行って下さい。

(7) 捜査に関する適切な情報提供

警察庁の基本方針と施策によると「警察において、捜査への支障等を勘案しつつ『被害者連絡制度』等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、捜査状況等の情報を提供するよう努める。（後略）」とあります。しかし、被害者が警察官に被疑者がなぜこのような犯罪に及んだのか、同意に関してどのような供述をしているのか等を尋ねても、これらの情報が提供されず、その警察官の裁量に委ねられるということが起こっています。全国のどの警察署に行っても被害者の要望に応じ、捜査状況の情報を被害者に提供されることを望みます。

(8) 性犯罪被害者に関する情報の保護

警察に被害申告したことで、被害者が加害者から逆恨みされ、同じ加害者より再び危害を加えられることがないように、被害者に関する情報の保護を強化、徹底して下さい。

¹⁰ 『平成 29 年の強制性交等の起訴率は 32.7%、強制わいせつの起訴率は 37.8%です。起訴率は高いとは言えず、訴率は平成 17 年は 65.8%、平成 28 年は 35.3%です。

検察庁「被疑事件の罪名別起訴人員、不起訴人員及び起訴率の累年比較」『検察統計（2017 年）』

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250003&tstat=000001012929&cycle=7&year=20170&month=0>

(9) DV・ストーカー対策の強化

元を含む配偶者・交際相手によるDVやストーカー事件は継続して起こっており、令和元年のストーカー被害者の88%が女性、ストーカー加害者の81.2%が男性、DV被害者の78.3%が女性、DV加害者の78.3%が男性¹¹という、女性への暴力です。殺人、殺人未遂、傷害事件も後を立たず、被害者たちは日々危険に晒されています。

諸外国のように警察にDV専門の部署を設ける、裁判所にDV専門の法廷を設け、服役か治療教育を選択できるような法改正を含めた司法分野での取り組みを強化し、適切な加害者対応を行って下さい。

¹¹ 警察庁 6 ストーカー事案の被害者・加害者の状況等 (令和2年)

https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/stalker/R1_STDVkouhoushiry